

長崎 35号交通安全対策について 都市計画事業承認が告示されました

長崎 35号交通安全対策 福石地区交差点改良及び潮見地区交差点改良は、国道 35号と市道が交わる交差点の右折車線の増設やバス停車帯の設置等により通行阻害を緩和し、事故防止を目的とした事業です。

今回、長崎 35号交通安全対策の延長約 0.7 km について、令和 7 年 10 月 8 日に都市計画事業承認が告示されました。



都市計画事業承認とは？

- 都市計画事業承認とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑かつ着実な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣からの承認を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路(都市施設)について、国土交通大臣が事業を施行することの承認を、このたび受けたものです。
- 都市計画事業承認の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく法的効果が生じます。

(1) 建築等の制限(65条)

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設及び移動の容易でない物件の設置や堆積を行おう場合は、佐世保市長の許可が必要となります。

(2) 土地建物等の先買い(67条)

施行者公告以降(公告日の翌日から起算して10日を経過した後)は、事業地内において土地建物などを有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があり、届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。

(3) 土地の買取請求(68条)

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買いとるよう請求できます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。